

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年4月23日（平成30年（行情）諮問第200号）

答申日：平成31年3月20日（平成30年度（行情）答申第500号）

事件名：特定工場正担当職員の特定月分の勤務記録等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月25日付け高管発第990号により高松矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

当該文書の存否を答えることはもとより開示したとしても、「不開示とすべき個人情報」が開示されることと同様となるとは到底みなせず、全く別物である。

また、「不開示とすべき個人情報」には、法5条1号ただし書ハの「公務員の氏名・職務遂行に係る情報」は含まれないこと、仮に「氏名」が該当しそれが記載されていたとしてもマスキングによる部分開示は容易であること、これらも補足しておく。

（2）意見書1

ア 本件審査請求の対象文書

諮問庁は、故意にわい曲して「本件開示請求は、特定の個人を特定して請求されている」としているが、実際には、（以前には逆にこちらの当初の請求文言にかかわらず最終的な請求内容を「本件開示請求の対象文書」と扱っているのであるから、法律による行政の原理のうち「信頼保護」や「禁反言」等の原則上、）本件審査請求の対象文書が最終的な請求内容の「特定の“勤務場所の職員の職務記録”を特定して請求」したものであることは明らかである。

イ 不開示規定“非”該当性

（ア）まず、本件請求文書に「特定個人の識別性を有する情報」等が含

まれていたとしても、7割～9割の部分がそれ以外の情報であるため、法6条2項の規定により不開示とできない情報であることは明らかである。

(イ) 次に、法5条1号ただし書の規定により「個人に関する情報」であったとしても“当該の個人が公務員である場合はその職務遂行内容である部分は開示しなければならない”とされているため、不開示とできない情報であることは明らかである。

(ウ) 一方、諮問庁の理由説明により、まず、「公務員の職務遂行内容の情報」を「個人を識別できる情報」と扱い、さらに「同情報の存否情報」を「個人を識別できる情報が開示されるのと同様の結果を生じさせる情報」と扱い、「同存否回答が不開示情報の開示と同様となる情報を「法5条1号ただし書に該当しない情報」と扱っていることが明らかとなっているが、このき弁は、最初の「本件の公務員の職務遂行内容の情報＝不開示とすべき個人情報」と扱うことで、「存否回答が不開示情報の開示と同様の結果となる」と無理矢理にこじつける論法が成り立っているものであるため、「公務員の職務遂行内容の情報」を「法5条1号ただし書ハに該当しない情報」と扱ったことの何の説明にもなっていない”ところ、本件「公務員の職務遂行内容の情報」は当該職務情報の一部である他の同勤務場所の「日課表」等の複数の開示文書によって法令により公にされているため、存在が公にされている職務の情報であるため存否を回答できない情報ではないことも明らかである。

(エ) 加えて、本件同様の「特定工場の職員の勤務記録」は以前に開示され現在も100枚近く私は所持しているが、幹部職員名簿に非登載の職員の氏名が不開示情報であるとするならば、“存在を公開済みの「特定工場の職員の勤務記録」の存否を法8条を適用して明らかにしない行為は当初の請求文言にあった職員の氏名「特定個人A」が誤りでないことを回答するのと同様の結果となる”ため、法8条を適用したことが著しく失当であったことは明らかである。

ウ 法5条1号ただし書ハ及びロへの該当性

(ア) まず、諮問庁の理由説明では、“「公務員の職務遂行内容の情報」についてはもとより「存否の回答」について、法5条1号ただし書ハに該当しないとする理由が一切説明されていない”ことに加え、「存否の回答」については、形式だけにしろ同イ及びロへの該当性を理由を挙げて否定しながらに“ハに該当しないとする理由に関しては一切理由を挙げていない”ことから、ハへの該当性を否定する理由が存在しないことは明らかであり、本件は要するに「公務員作成の勤務記録」の開示を求めるものであるため、ハに該当す

ることは明らかである。

(イ) また、「匿名性による犯罪の増加」及び「閉鎖空間での悪質な優位者による犯罪の増加」はこの国及び海外の統計からも明らかであり精神分析学等上その仕組みもとうに明らかとなっており、虐待による不の連鎖による犯罪も同様であるところ、閉鎖空間で匿名性と優位性を利用した刑務官から過剰な「抑圧」を生じさせられた被収容者が出所後に精神分析学等でいう「e s sの暴走」による凶悪犯罪は「おそれ」ではなく現実に多発しており、“当所出所者の(略)特定個人Bが起こした特定場所の特定事件等から社会の人の生命等を保護するため”にも、刑事施設の目的が「施設内の特別権力関係等の維持」ではなく「社会の秩序等の維持」であることから前記の仕組みによる“凶悪犯罪防止上、犯罪の温床となる匿名性を失す必要がある”ことは明らかであり、法5条1号ただし書口に該当することは明らかである。

エ よって、本件対象文書が全て又は少なくとも部分開示すべきであったこと及び法8条の適用が誤りであったことは明らかである。

(3) 意見書2

諮問庁は、「本件文書の存否を明らかにした場合、特定工場に、どのような立場の職員が配置されていたかという、職員配置に関する具体的な情報が明らかとなる。」としているが、他の数え切れない行政文書で、「各工場名・工場数」、「各工場に正担当を置く(休みの日においては、代務職員を正担当とする)」等の情報は開示されている及び開示されるため、「どのような立場の」というのが「正担当」という役職を指すのであれば(異なるのであれば、それは一部不開示で足りるため)、明らかに失当であり、かつ、同情報をもって開示されている以上の「具体的な職員配置情報」がどのように明らかとなるのか全く不明である(実際私は、刑事裁判証拠として提出された、全ての各工場の正担当職員等の氏名等が印影で記録されている「勤務表」という行政文書を所持しているが、「当然に各工場に1名は主担当職員がおり休憩時は交代職員がいる」という時折新聞にも載る「数十名の受刑者のいる工場を1人で監視しながら他の事務も行っている」との事実が導かれる以上の情報を知ることにはできないのである)し、そもそも、開示されていない情報であったとしても、「各工場名・工場数」が開示されている以上、「特定工場正担当職員」の行政文書の存否を答えることが「具体的な職員配置情報が明らかとなる」ことはないのであるため、失当・こじつけである。

(略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により、「特定個人Aの特定月分の勤務記録や本人作成の勤務日誌等、及び、同年の同人の刑務官手帳。」を請求し、平成29年9月13日付け回答(補正書)(以下「回答書」という。)により、請求内容を「特定個人Aの」から「特定工場正担当職員の」に変更した上で請求したことに対し、処分庁が、本件対象文書について、法8条の規定による「存否応答拒否」(当該文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により、不開示とすべき個人を識別できる情報が開示されるのと同様の結果が生ずるもの)に該当するとして、不開示決定(原処分)を行ったものであり、審査請求人は、原処分を取り消し、不開示とした文書の開示を求めていることから、以下、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

本件開示請求は、特定の個人を特定して請求されているところ、法5条1号に規定する個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)とは、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものと定められており、審査請求人からの回答書により、請求内容を「特定個人Aの」から「特定工場正担当職員の」に変更したとしても、本件対象文書は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定個人の識別性を有するものであることから、法5条1号の不開示情報に該当し、本件対象文書の存否を答えることは、不開示とすべき個人を識別することができる情報(以下「当該存否情報」という。)が開示されるのと同様の結果を生じさせるものと認められる。

そして、当該存否情報は、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、また、そのような性質を有するものとは考えられないことから、法5条1号ただし書イに該当しないものと認められる。さらに、当該存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために何人にも開示することが必要な情報であるとはいえないことから、同号ただし書ロに該当しないものと認められ、同号ただし書ハに該当するとすべき事情も存しない。

したがって、法8条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

(3) 以上のとおり、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により、不開示とすべき特定の個人を識別することができる情報が開

示されるのと同様の結果が生じるとして、本件開示請求を拒否した原処分は、妥当である。

2 補充理由説明書

- (1) 諮問庁として、当初の理由説明書において「特定工場正担当職員の特定期月の勤務記録や本人作成の勤務日誌等、及び、同年の同人の刑務官手帳」については、法8条の規定による「存否応答拒否」（当該文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により、不開示とすべき個人を識別できる情報が開示されるのと同様の結果が生ずるもの）に該当することから、不開示相当である旨説明したところであるが、本件対象文書を不開示とする理由について、以下のとおり説明を補充する。
- (2) 本件対象文書の存否を明らかにした場合、特定工場に、どのような立場の職員が配置されていたかという、職員配置に関する具体的な情報が明らかとなる。そして、これに続いて、本件対象文書において対象とされている時期に係るもの以外の時期における同様の行政文書や、特定工場以外の工場における同様の行政文書についても開示請求を行うことで、さらに各時期の職員配置を詳細に把握することが可能となることから、自殺、逃走、身柄の奪取又は外部からの攻撃等を企図する者や反則行為を企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易になり、その結果、自殺、逃走、身柄の奪取又は外部からの攻撃その他の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあり、法5条4号に該当するほか、これら異常事態の発生を防止するため、特定刑事施設の職員配置や勤務体制等の頻繁な変更を余儀なくされるなど、刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあることから、同条6号にも該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-----------------|
| ① | 平成30年4月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月1日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ④ | 同年11月30日 | 審議 |
| ⑤ | 平成31年2月22日 | 審議 |
| ⑥ | 同年3月4日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同月18日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑧ | 同日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、特定刑事施設保有の本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1

号の不開示情報を開示することと同様の結果となるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報は、法5条1号、4号及び6号に該当するので、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

(1) 本件対象文書は、仮にこれが存在するとすれば、特定月に特定工場（特定刑事施設に設けられたものを指す。以下同じ。）の正担当職員が勤務していたことを示す文書であることから、その存否を答えることは、特定月に特定工場において勤務する正担当職員がいたかどうかを明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

そうすると、本件対象文書の存否を明らかにした場合、特定工場に、どのような立場の職員が配置されていたかという、職員配置に関する具体的な情報が明らかとなり、これに続いて、本件開示請求で対象とされた時期以外の時期における特定工場に係る同様の行政文書や、特定工場以外の工場に係る同様の行政文書についても開示請求を行うことで、各時期の職員配置を詳細に把握することが可能となることから、自殺、逃走、身柄の奪取又は外部からの攻撃等を企図する者や反則行為を企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易になり、その結果、自殺、逃走、身柄の奪取又は外部からの攻撃その他の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがある旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

したがって、本件対象文書の存否を答えることにより、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

(2) 以上によれば、本件対象文書は、その存否を答えるだけで、法5条4号の不開示情報を開示することとなるため、同条1号及び6号について判断するまでもなく、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が、当該情報は同条1号、

4号及び6号に該当することから開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同条4号に該当すると認められるので、同条1号及び6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

特定工場正担当職員の特定月分の勤務記録や本人作成の勤務日誌等及び同人の刑務官手帳